

令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和8年4月1日付け採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
スクールソーシャルワーカー	若干名

2 受験資格

(1) 資格

スクールソーシャルワーカー

次の各号のいずれかに該当する人

ア 社会福祉士資格を有する人

イ 精神保健福祉士資格を有する人

ウ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教諭の免許状、特別免許状若しくは養護教諭の免許状を有する人又は取得見込みの人

エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等学校、大学又はその他民間教育施設等で教職員としての実務経験を有する人

オ 社会福祉主事任用資格を有する人

カ 上記以外で社会福祉分野の実務経験を有する人

(2) 欠格条項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日及び勤務時間	勤務場所
勤務日、勤務時間及び休憩時間の割り振りは、次のとおりとする。 ア 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。勤務日数は、週4日の勤務を予定しており、月曜日から金曜日までの間で所属長が別に定める。ただし、西東京市職員の勤務	田無第二庁舎4階 (南町五丁目6番13号)

時間、休日、休暇等に関する条例(平成 13 年西東京市条例第 23 号)第 10 条第1項第2号に該当する場合は、勤務日を割り振らないものとする。 イ 勤務時間は、1日7時間 30 分とし、原則午前8時 30 分から午後5時までとする。 ウ 休憩時間は、1時間とし、所属長が別に定める。	
--	--

(2) 職務内容

不登校、家庭環境等、児童・生徒の抱える諸問題への対応(学校訪問、家庭訪問、関係機関との連絡調整、相談対応等)

(3) 報酬額等

ア 報酬額 月額 253,600 円

※報酬額は令和7年度実績です。令和8年度改定される場合もあります。

イ 期末・勤勉手当及び通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4) 社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5) 休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 面接試験(選考)等

ア 日時

令和8年1月 20 日(火)の市が指定する時間

イ 場所 西東京市役所 田無第二庁舎

詳細は、受験案内にて通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

(2) 採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び個別面接等の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、**令和8年2月下旬**までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月 31 日まで**となります。

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で、採用職に欠員が生じることとなった場合、市(教育支援課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、

勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合への加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第22条の2第2項より)。

なお、西東京市の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1) 申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和7年12月15日(月)から令和8年1月7日(水)まで

※午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

イ 配布場所

西東京市役所田無第二庁舎4階教育支援課・田無庁舎5階職員課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2) 申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和7年12月15日(月)から令和8年1月7日(水)まで ※午前9時から午後5時まで ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く	西東京市役所田無第二庁舎4階教育支援課
郵送	令和8年1月7日(水)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書	・当市指定用紙を使用すること。 ・履歴書の指定箇所に、最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけすること。
②	返信用封筒 2通	・定形長形3号の封筒を各自で用意すること。 ・ <u>110 円切手</u> を貼り、住所・氏名(様と記入)を記入すること。

(4) 受験案内

返信用封筒に記載された住所に、試験日時、場所、持ち物等を記載した書類を送付します。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問い合わせ先

西東京市役所 教育支援課相談係

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番 13 号(田無第二庁舎4階)

電話 042-420-2829 (直通)